

諮問日：平成30年6月28日（平成30年度（情）諮問第6号）

答申日：平成30年12月21日（平成30年度（情）答申第14号）

件名：無料法律相談に関して大分地方裁判所が保管する一切の文書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙1記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大分地方裁判所長が、別紙2記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大分地方裁判所長が平成30年3月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

「法律相談開催に当たり、大分地方裁判所が大分県弁護士会に対して開催協力を求めた依頼文書」、「大分県弁護士会からの法律相談開催に関わる大分地方裁判所への受託文書」及び「弁護士逮捕に当たり、当該弁護士の法律相談参加の可否に関する弁護士会への照会文書、弁護士変更を求める依頼文書及び裁判所内での上司に対する伺い文書」が開示されていないので、これらの文書の開示を求める。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人が主張する「法律相談開催に当たり、大分地方裁判所が大分県弁護士会に対して開催協力を求めた依頼文書」については、当該法律相談が、従

前から、憲法週間行事の一環として大分地方・家庭裁判所、大分県弁護士会、大分地方検察庁及び大分地方法務局の共催により実施され、各関係機関においても年中の共催行事として位置付けていることから、当該法律相談を開催するに当たり、大分地方裁判所から各関係機関宛てに共催依頼文書を作成し、送付するという事はしていない。

苦情申出人が主張するその余の文書については、当該法律相談の担当弁護士及び事務職員の人選を大分県弁護士会に一任しており、大分地方裁判所から大分県弁護士会に対して人選結果の事前回答を求めておらず、大分県弁護士会からその回答を事前に受け取ることもしていないため、当該法律相談の担当弁護士の情報に事前に接することはなかった。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年6月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、大分地方裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有している旨を主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、苦情申出人が主張する「法律相談開催に当たり、大分地方裁判所が大分県弁護士会に対して開催協力を求めた依頼文書」については、当該法律相談が、従前から、憲法週間行事の一環として大分地方・家庭裁判所、大分県弁護士会、大分地方検察庁及び大分地方法務局の共催により実施され、各関係機関においても年中の共催行事として位置付けていることから、当該法律相談を開催するに当たり、大分地方裁判所から各関係機関宛てに共催依頼文書を作成し、送付するという事はしていないとのことであり、苦情申出人が

主張するその余の文書については、当該法律相談の担当弁護士及び事務職員の人選を大分県弁護士会に一任しており、当該法律相談の担当弁護士の情報に事前に接することはなかったとのことである。本件対象文書の記載内容を踏まえて検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、大分地方裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、大分地方裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、大分地方裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人

## 別紙 1

平成 29 年 5 月 10 日に特定の施設において開催された無料法律相談に関して大分地方裁判所において保管する一切の文書。

具体的には法律相談開催に関する大分地方裁判所作成の企画文書，大分地方裁判所から大分県弁護士会に対する弁護士派遣依頼に関する文書および大分県弁護士会より大分地方裁判所あての相談会派遣弁護士のリスト等の記載された法律相談会に関する文書を含む当該無料法律相談に関する一切の文書。

## 別紙 2

- 1 平成28年12月12日付けの標題が「無料法律人権相談の日程調整について」の決裁文書
- 2 平成29年2月10日付けの標題が「（実施伺い）「憲法週間行事」無料法律・人権相談について（5月10日実施予定）」の決裁文書
- 3 平成29年4月20日付けの特定の施設の利用許可申請書に係る決裁文書
- 4 平成29年4月20日付けの特定の施設の利用許可書
- 5 平成29年5月11日付けの標題が「憲法週間行事無料法律相談会報告書について」の決裁文書